

武蔵野市通級指導学級入退級判定委員会設置要綱

（設置）

第1条 武蔵野市立学校の通常の学級に在籍し、かつ、聴覚障害及び言語障害により特別な支援を必要とする児童及び生徒（以下「児童等」という。）に適切な教育を受ける機会を提供するため、武蔵野市通級指導学級入退級判定委員会（以下「判定委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 判定委員会は、武蔵野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の求めに応じ、児童等を難聴及び言語障害通級指導学級（以下「通級指導学級」という。）に入級させ、継続させ、又は退級させることの適否について協議し、その結果を教育委員会に報告する。

（組織）

第3条 判定委員会の委員は、次に掲げる者とし、教育委員会が選任する。

- (1) 武蔵野市立学校通級指導学級設置校の校長を代表する者 1人
- (2) 武蔵野市立学校通級指導学級設置校の副校長を代表する者 1人
- (3) 言語聴覚士 1人
- (4) 教育部統括指導主事又は指導主事 1人
- (5) 通級指導学級を担当する教諭 通級指導学級1学級当たり若干人
- (6) 教育部教育支援課教育相談支援担当課長
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

（アドバイザー）

第4条 教育委員会は、必要に応じて学識経験者等をアドバイザーとして置くことができる。

（委員長等）

第5条 判定委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は第3条第1号に掲げる委員をもって充て、副委員長は同条第2号に掲げる委員をもって充てる。

3 委員長は、判定委員会を代表し、会務を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 判定委員会は、教育委員会の求めに応じ、委員長が招集する。

（通級指導学級への入級審査手続）

第7条 通級指導学級への入級を希望する児童等の保護者（別に定める者を除く。以下同じ。）は、通級指導学級入級申請書（第1号様式。以下「

入級申請書」という。)を当該児童等が在籍する学校(以下「在籍校」という。)の校長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による提出を受けた在籍校の校長は、当該児童等の通級指導学級への入級が適当と認めるときは、当該入級申請書に学校長意見を記入のうえ、教育委員会が必要と認める書類を添えて教育委員会に提出する。
(入級の適否判定等)

第8条 判定委員会は、教育委員会が前条第2項の規定による提出を受けたときは、教育的及び医学的な観点から、児童等の通級指導学級への入級の適否を判定し、その結果を教育委員会に報告する。

- 2 教育委員会は、前項の規定による報告を受けて入級を適当又は可(条件を付して適当と認めることをいう。以下同じ。)とするときは通級指導学級入級決定通知書(第2号様式。以下「入級決定通知書」という。)により、入級を不適当とするときは通級指導学級入退級等判定結果通知書(第3号様式。以下「結果通知書」という。)により在籍校の校長、当該通級指導学級を設置する市立学校(以下「設置校」という。)の校長及び当該児童等の保護者に通知する。

(通級指導学級における指導の継続審査手続)

第9条 前条第2項の規定により入級を可として、期限を付された児童等の保護者が、当該期限を経過した後も通級指導学級における指導の継続を希望するときは、在籍校の校長は、通級指導学級における指導の継続希望申請書(第4号様式)に、教育委員会が必要と認める書類を添えて教育委員会に提出する。

(通級指導学級における指導の継続の適否判定等)

第10条 前条の規定による提出に係る指導の継続の適否判定については、第8条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「前条第2項」とあるのは「第9条」と、「通級指導学級への入級」とあるのは「通級指導学級における指導の継続」と読み替えるものとする。

- 2 教育委員会は、前項において準用する第8条第1項の規定による報告を受けて通級指導学級における指導の継続の適否を決定し、結果通知書により在籍校の校長、設置校の校長及び当該児童等の保護者に通知する。

(中学校進学に係る通級指導学級による指導の継続審査手続)

第11条 第8条第2項又は前条第2項の規定により入級又は通級指導学級における指導の継続を適当又は可とされた児童が中学校に進学する場合において、通級指導の継続を希望する児童の保護者は、中学校進学後の通級指導学級による指導継続申請書(第5号様式。以下「中学校での継続申請書」という。)を在籍校の校長に提出する。

2 前項の規定による提出を受けた在籍校の校長は、当該児童の中学校進学後の通級指導学級による指導の継続が適当と認めるときは、当該中学校での継続申請書に学校長意見を記入のうえ、教育委員会が必要と認める書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(中学校進学に係る通級指導学級による指導の継続の適否判定等)

第12条 前条第2項の規定による提出に係る指導の継続の適否判定については、第8条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「前条第2項」とあるのは「第11条第2項」と、「児童等の通級指導学級への入級」とあるのは「児童の中学校進学後の通級指導学級による指導の継続」と読み替えるものとする。

2 教育委員会は、前項において準用する第8条第1項の規定による報告を受けて指導の継続の適否を決定し、結果通知書により在籍校の校長、小学校設置校の校長、進学予定の中学校の校長、中学校設置校の校長及び当該児童の保護者に通知する。

3 前項の規定により指導の継続を適当又は可とされた児童の保護者は、中学校進学後に、中学校進学後の通級指導学級入級願（第6号様式。以下「入級願」という。）を当該進学した中学校の校長に提出しなければならない。

4 前項の規定による提出を受けた中学校の校長は、当該生徒の通級指導学級への入級が適当と認めるときは、当該入級願に学校長意見を記入し、教育委員会に提出する。

5 前項の規定による提出を受けた教育委員会は、入級決定通知書により在籍校の校長、設置校の校長及び当該生徒の保護者に通知する。

(通級指導学級指導期間の延長手続)

第13条 在籍校の校長は、第8条第2項又は第10条第2項の規定により入級又は通級指導学級における指導の継続を適当とされた児童等の原則の指導期間を延長することが適当と認めるときは、通級指導学級指導期間の延長申請書（難聴・言語障害）（第7号様式）を教育委員会に提出する。

2 判定委員会は、前項の規定による提出を受けて延長の適否を判定し、その結果を教育委員会に報告する。

3 教育委員会は、前項の規定による報告を受けて、在籍校の校長に結果を通知する。

(通級指導学級の退級審査手続)

第14条 通級指導学級の退級を希望する児童等の保護者は、通級指導学級退級申請書（第8号様式。以下「退級申請書」という。）を在籍校の校長に提出しなければならない。

2 前項の規定による提出を受けた在籍校の校長は、当該児童等の通級指導学級の退級が適当と認めるときは、当該退級申請書に学校長意見を記入のうえ、教育委員会が必要と認める書類を添えて教育委員会に提出する。

(退級の適否判定等)

第15条 前条第2項の規定による提出に係る退級の適否の判定については、第8条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「前条第2項」とあるのは「第14条第2項」と、「通級指導学級への入級」とあるのは「通級指導学級の退級」と読み替えるものとする。

2 教育委員会は、前項において準用する第8条第1項の規定による報告を受けて退級を適当と認めるときは通級指導学級退級決定通知書（第9号様式）により、退級を不適当と認めるときは結果通知書により在籍校の校長、設置校の校長及び当該児童等の保護者に通知する。

(事務局)

第16条 判定委員会の事務局は、教育部教育支援課に置く。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、判定委員会の委員長が判定委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に廃止前の武蔵野市通級判定委員会設置要綱（平成26年4月1日施行）第6条の規定によりされた申請は、通級指導学級に係る申請に関する限りにおいて第7条の規定によりされた申請とみなす。

武蔵野市教育委員会 殿

保護者
氏 名 _____

電話番号 _____ () _____

通級指導学級入級申請書

（難聴 言語障害）通級指導学級による指導を受けたいので、武蔵野市通級指導学級入退級判定委員会設置要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

注 希望する障害種別のにチェックを入れてください。

記

保護者記載欄	フリガナ 児童生徒氏名		生年月日	年 月 日生
	住 所	武蔵野市		
	在籍校名	武蔵野市立	小・中学校	学年・組 年 組
	通級指導に 期待すること			
	家庭での様子			
	外部機関 との関わり (教育支援センタ ー、医療機関等)			
	<input type="checkbox"/>	言語障害通級指導学級の場合は中学校進学後の継続はできません。ご了承いただいた場合は左の <input type="checkbox"/> にチェックを入れてください。		

注 申請する前に、通級指導学級の教員との面談を必ず行ってください。

在籍校記載欄	申請する 判定委員会	年 月 日	説明者名	
	本児童生徒の通級指導学級による指導の申請に同意します。 年 月 日 武蔵野市立 小・中学校長			

※在籍校確認欄 以下の必要書類をすべて添付のうえ 課 宛てにお送りください。

- 学校意見書 個別指導計画 児童生徒の学力が分かる資料 スクールカウンセラー等の意見書
（実施した場合）発達検査の結果（WISC-V等）

様

武蔵野市教育委員会

通級指導学級入級決定通知書

武蔵野市立 小・中学校難聴・言語障害通級指導学級への入級が決定したので、武蔵野市通級指導学級入退級判定委員会設置要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

フリガナ 児童生徒氏名		生年月日	年 月 日生
保護者氏名			
住 所			
在籍校名	武蔵野市立 小・中学校	第	学年 組
入級決定日	年 月 日		
備 考			

様

武蔵野市教育委員会

通級指導学級入退級等判定結果通知書

年 月 日付けで申請のあった通級指導学級による指導の申請について、年 月 日付けで開催した武蔵野市通級指導学級入退級判定委員会による審議の結果を踏まえて決定したので、武蔵野市通級指導学級入退級判定委員会設置要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 対象児童生徒
武蔵野市立 小・中学校（第 学年） 氏名
- 2 希望する通級指導学級（新規・継続・退級）
武蔵野市立 小・中学校 難聴・言語障害通級指導学級
- 3 審議結果

年 月 日

武蔵野市教育委員会 殿

武蔵野市立 小・中学校
校長 _____

通級指導学級における指導の継続希望申請書

（難聴 言語障害）通級指導学級における指導の継続を希望しますので、武蔵野市通級指導学級入退級判定委員会設置要綱第9条の規定により、下記のとおり申請します。

注 希望する障害種別のにチェックを入れてください。

記

フリガナ 児童生徒氏名		学年・組	第 学年 組
担任氏名		通級指導学級 指導期間	年 か月

通級指導の目標			
現在の状況 (学習面や行動面の指導開始後の変化等)			
指導の継続に期待すること			
外部機関との関わり (教育支援センター、医療機関等)			
申請する判定委員会	年 月 日	説明者名	

※在籍校確認欄 以下の必要書類をすべて添付のうえ 課 宛てにお送りください。
個別指導計画（在籍校） 個別指導計画（通級指導学級） 児童生徒の学力が分かる資料
スクールカウンセラー等の意見書 （実施した場合）発達検査の結果（WISC-V等）

武蔵野市教育委員会 殿

保護者
氏 名 _____

電話番号 _____ () _____

中学校進学後の通級指導学級による指導継続申請書

中学校への進学後も難聴通級指導学級による指導の継続を希望しますので、武蔵野市通級指導学級入退級判定委員会設置要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

なお、指導の継続が認められた際には、中学校進学後の通級指導学級入級願（第6号様式）を進学した中学校を經由して提出します。

記

保護者記載欄	フリガナ 児童氏名		生年月日	年 月 日生
	住 所			
	在籍校名	小学校	学年・組	6年 組
			担任氏名	
	希望する 通級指導学級名	武蔵野市立第一中学校 エコールーム	希望する 通級形態	校内・校外
	通級指導に 期待すること			
<p><<個人情報の取扱いについての同意書>></p> <p>小学校から中学校へ指導を継続するにあたり、児童の指導内容等を引き継ぐために、申請時にご提出いただく資料（本申請書・学校生活支援シート）について、教育委員会から就学予定校と通級指導学級に提供します。個人情報には指導に関すること以外の目的で使用することはありません。</p> <p>以上、個人情報の取扱いについて理解し、個人情報を教育委員会から中学校に提供することに</p> <p style="text-align: center;">【 同意します ・ 同意しません 】 <u>（どちらかに○をお願いいたします。）</u></p>				

注 申請する前に、通級指導学級の教員との面談を必ず行ってください。

在籍校記載欄	通級指導の目標	
	現在の状況 (学習面や行動面の通級指導開始後の変化等)	
	外部機関との関わり (教育支援センター、医療機関等)	
	本児童の中学校進学後の通級指導学級による指導継続の申請に同意します。 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> <div style="text-align: center;">市立 小学校長</div>	

※在籍校確認欄 以下の必要書類をすべて添付のうえ 課 宛てにお送りください。

- 個別指導計画（在籍校） 個別指導計画（通級指導学級） 児童の学力が分かる資料
 スクールカウンセラー等の意見書 学校生活支援シート (実施した場合) 発達検査の結果 (WISC-V等)

武蔵野市教育委員会 殿

保護者
氏 名 _____

電話番号 () _____

中学校進学後の通級指導学級入級願

中学校進学後の難聴通級指導学級による指導の継続について武蔵野市通級指導学級入退級判定委員会による審議結果に基づき、武蔵野市通級指導学級入退級判定委員会設置要綱第12条第3項の規定により、下記のとおり提出します。

記

保護者記載欄	フリガナ 生徒氏名		生年月日	年 月 日生	
	住 所				
	在籍校名	武蔵野市立	中学校	学年・組	1年 組
	希望する 通級指導学級名	武蔵野市立	第一 中学校	エコールーム	
	通級指導に 期待すること				

在籍校記載欄	指導継続申請書 提出年月日		年 月 日
	判定委員会の 審議結果	適 ・ 可	
	特 記 事 項		
	本生徒の通級指導学級の入級に同意します。		年 月 日
武蔵野市立		中学校長	

注 この書類は、親展で 課宛てにお送りください。

武蔵野市教育委員会 殿

武蔵野市立
校長

学校

通級指導学級指導期間の延長申請書（難聴・言語障害）

	氏名	学年	適否
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

武蔵野市教育委員会 殿

保護者
氏名 _____

電話番号 () _____

通級指導学級退級申請書

（難聴 言語障害）通級指導学級を退級したいので、武蔵野市通級指導学級入退級判定委員会設置要綱第14条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

注 希望する障害種別のにチェックを入れてください。

記

保護者記載欄	フリガナ 児童生徒氏名		生年月日	年 月 日生
	住 所			
	在籍校名	学校	学年・組	年 組
	退級希望日	年 月 日		

在籍校記載欄	申請する 判定委員会	年 月 日
	通級指導終了 に関する学級 担任の意見	学級担任氏名 ()
	本児童生徒の通級指導学級退級の希望申請に同意します。 年 月 日 武蔵野市立 小・中学校長	

<p>※在籍校確認欄 以下の必要書類をすべて添付のうえ 課 宛てにお送りください。</p> <p><input type="checkbox"/>個別指導計画（在籍校） <input type="checkbox"/>個別指導計画（通級指導学級）</p>

様

武蔵野市教育委員会

通級指導学級退級決定通知書

武蔵野市立 小・中学校難聴・言語障害通級指導学級の退級を決定したので、武蔵野市通級指導学級入退級判定委員会設置要綱第15条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

フリガナ 児童生徒氏名		生年月日	年 月 日生
保護者氏名			
住 所			
在籍校名	学校	第	学年 組
退級決定日	年 月 日		
備 考			